

## 2024年度（2025年3月31日現在） 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預貯金	98,911	保険契約準備金	2,086,683
現 金	0	支 払 備 金	105,904
預 貯 金	98,910	責 任 準 備 金	1,980,779
有 価 証 券	2,038,178	代 理 店 借 借	1,339
国 債	998,927	再 保 險 借 借	31,004
地 方 債	88,949	そ の 他 負 債	7,060
社 債	565,653	未 払 法 人 税 等	29
株 式	51	未 払 金	187
外 国 証 券	184,668	未 払 費 用	2,481
そ の 他 の 証 券	199,928	預 り 金	488
貸 付 金	30,162	金 融 派 生 商 品	3,354
保 険 約 款 貸 付	30,162	仮 受 金	519
有 形 固 定 資 産	895	退 職 給 付 引 当 金	6,557
建 物	638	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	257	価 格 変 動 準 備 金	7,903
無 形 固 定 資 産	3,062		
ソ フ ト ウ ェ ア	3,062	<b>負債の部 合計</b>	<b>2,140,557</b>
代 理 店 貸 貸	293	<b>(純資産の部)</b>	
再 保 險 貸 貸	18,487	資 本 金	32,400
そ の 他 資 産	13,560	利 益 剰 余 金	55,180
未 収 金	4,182	利 益 準 備 金	25,568
前 払 費 用	933	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,611
未 収 収 益	4,682	繰 越 利 益 剰 余 金	29,611
預 託 金	512	<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>87,580</b>
金 融 派 生 商 品	3,173	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 7,608
仮 払 金	0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,676
そ の 他 の 資 産	76	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>△ 9,285</b>
繰 延 税 金 資 産	15,612	<b>純資産の部 合計</b>	<b>78,294</b>
貸 倒 引 当 金	△ 312	<b>負債及び純資産の部 合計</b>	<b>2,218,852</b>
<b>資産の部 合計</b>	<b>2,218,852</b>		

## 貸借対照表の注記

### 1. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法）によっております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

個人保険及び個人年金保険の保険契約からなる残存年数に基づいて設定した小区分に対応した円建債券のうち、デュレーション・マッチングを目的として保有するものを、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき「責任準備金対応債券」に区分しております。

責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は1,317,194百万円、時価は1,191,534百万円であります。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

#### (3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。

#### (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

## (5) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、その債権額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

## (6) 退職給付引当金並びに退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	9年
過去勤務費用の処理年数	9年

## (7) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## (8) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

## (9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建その他有価証券に対する為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引については時価ヘッジを適用し、通貨スワップについては繰延ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

## (10) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

### (1 1) 責任準備金の積立方法

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、期末時点までに収入した保険料を基礎として、保険業法第 116 条第 1 項に基づき算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において保険計理人が、責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、所定の積立基準額以上を繰入計上し、積立限度額の範囲内で積み立てております。

### (1 2) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

### (1 3) 保険料の計上方法

保険業法施行規則第 69 条第 3 項に基づき、初回保険料については、原則として、保険契約上の責任が開始している契約のうち、保険料の収納があったものについて、当該金額により計上しております。

また、次回後保険料については、契約応答日が到来している契約のうち、保険料の収納があったものについて、当該金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

### (1 4) 保険金及び支払備金の計上方法

保険金等支払金（再保険料を除く）については、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているものの支払いが行われていない保険金等について、又はまだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生しているものと認められる保険金等について、支払備金を積み立てております。

## (15) 再保険の会計処理方法

再保険収入については、各再保険会社との間で締結された再保険協約に基づき、元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。なお、再保険協約に基づき、期末時点において発生した再保険収入のうち、まだ受け取っていないものについては、当該金額を再保険貸に計上しております。

再保険料については、各再保険会社との間に締結された再保険協約に基づき合意された再保険料を、元受保険契約に係る保険料の収納時または当該協約書の締結時に計上しております。なお、再保険協約に基づき、期末時点において発生した再保険料のうち、まだ支払いが行われていないものについては、当該金額を再保険借に計上しております。

再保険を付した部分に相当する責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき、積み立てないこととしております。この取り扱いの可否は、当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるかどうかや当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうかに着目して判断しております。

## (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用し、株主資本及び評価・換算差額等に計上される取引または事象に係る税金費用の計上区分を発生源となる取引等に応じて損益から株主資本及び評価・換算差額等に変更しております。

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、株主資本及び評価・換算差額等に計上される取引または事象に係る税金費用の計上区分を発生源となる取引等に応じて損益から株主資本及び評価・換算差額等に変更したことに伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が15百万円減少し、評価・換算差額等の繰延ヘッジ損益が同額増加しております。また、当事業年度の法人税及び住民税が636百万円増加し、当期純利益が同額減少し、評価・換算差額等の繰延ヘッジ損益が同額増加しております。

## 2. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

### (1) 金融商品の状況及び時価等に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、資産と負債の総合管理（ALM）に基づき、保険契約の負債サイドの特性に適合した資産構築を図るべく、長期的かつ安定的な資産運用収益の確保を基本とした円建確定利付の公社債投資を運用の主体としております。具体的には、国債をはじめとする公共債の他、高格付けの社債といった円建確定利付の公社債を主要な投資対象としており、信用力、流動性に配慮したポートフォリオの構築に努めております。また、デリバティブについては、外貨建資産に係る為替リスクをヘッジする目的で活用しております。

なお、有価証券及びデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、リスク管理基本方針及び資産運用リスク管理に関する諸規程を制定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、リスクが特定の国、業種、企業等に偏ることを防止するため、NN Groupの集中リスクに係る基準に基づき投資額やリスク量をコントロールしております。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券(*1, 2)	2,019,811	1,875,632	△144,178
売買目的有価証券	189,596	189,596	-
満期保有目的の債券	197,842	179,324	△18,517
責任準備金対応債券	1,317,194	1,191,534	△125,660
其他有価証券	315,177	315,177	-
貸付金	30,162	30,162	-
保険約款貸付(*3)	30,162	30,162	-
金融派生商品(*4)	(180)	(180)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,062	2,062	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,243)	(2,243)	-

(\*1) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、9,742百万円であります。

(\*2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項を適用し、組合等への出資金は有価証券に含めておりません。当該組合等の当期末における貸借対照表価額は、8,623百万円であります。

(\*3) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表価額と、時価との差額を記載しております。

(\*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

## (2) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券	201,846	302,927	-	504,774
売買目的有価証券	189,596	-	-	189,596
その他	189,596	-	-	189,596
その他有価証券	12,250	302,927	-	315,177
国債・地方債等	-	1,240	-	1,240
社債	12,250	257,526	-	269,776
住宅ローン担保証券	-	42,452	-	42,452
その他	-	1,707	-	1,707
デリバティブ取引	-	3,173	-	3,173
通貨関連	-	3,173	-	3,173
資産計	201,846	306,100	-	507,947
デリバティブ取引	-	3,354	-	3,354
通貨関連	-	3,354	-	3,354
負債計	-	3,354	-	3,354

## ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
貸付金	-	-	30,162	30,162
有価証券	946,016	424,841	-	1,370,858
満期保有目的の債券	60,313	119,011	-	179,324
国債・地方債等	56,361	2,242	-	58,603
社債	3,952	4,844	-	8,796
住宅ローン担保証券	-	111,924	-	111,924
責任準備金対応債券	885,703	305,830	-	1,191,534
国債・地方債等	840,784	80,873	-	921,658
社債	44,918	224,957	-	269,875
資産計	946,016	424,841	30,162	1,401,020

## ③ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## (ア) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには国債利回りや信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

## (イ) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## (ウ) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用し、インプットにはスワップレートや為替レート等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は1,158百万円であります。
4. 特別勘定の資産の額は197,578百万円であります。  
なお、負債の額も同額であります。
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務として、その他の資産に8百万円、未払費用に175百万円が含まれております。
6. 繰延税金資産の総額は16,182百万円、繰延税金負債の総額は29百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した額は、539百万円であります。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金7,297百万円、その他有価証券評価差額金3,360百万円、価格変動準備金2,286百万円、退職給付引当金1,897百万円であります。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、代理店手数料29百万円であります。  
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、有価証券に係る評価性引当額の減少であります。  
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設等が行われることとなりました。  
これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.00%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.93%となります。  
この変更により、繰延税金資産は401百万円増加し、その他有価証券評価差額金は108百万円減少し、法人税等調整額は293百万円減少しております。
7. 当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の減少2.16%であります。
8. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は15,853百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は435,510百万円であります。
9. 1株当たりの純資産額は241,649円95銭であります。

10. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,031 百万円
勤務費用	320 百万円
利息費用	77 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 399 百万円
退職給付の支払額	△ 187 百万円
期末における退職給付債務	<u>4,843 百万円</u>

② 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	4,843 百万円
未認識数理計算上の差異	773 百万円
未認識過去勤務費用	940 百万円
退職給付引当金	<u>6,557 百万円</u>

③ 退職給付に関連する損益

勤務費用	320 百万円
利息費用	77 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 60 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 144 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>193 百万円</u>

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	2.5%
-----	------

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は219百万円であります。

11. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2024年度

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>576,434</b>
<b>保険料等収入</b>	<b>395,528</b>
保険料	314,580
再保険収入	80,947
<b>資産運用収益</b>	<b>24,710</b>
利息及び配当金等収入	22,133
預貯金利息	101
有価証券利息・配当金	21,149
貸付金利息	532
その他の利息配当金	350
有価証券売却益	0
有価証券償還益	83
金融派生商品収益	623
その他の運用収益	11
<b>特別勘定資産運用収益</b>	<b>1,858</b>
<b>その他の経常収益</b>	<b>156,195</b>
年金特約取扱受入金	11,750
保険金据置受入金	3
支払準備金戻入額	9,794
責任準備金戻入額	134,405
その他の経常収益	241
<b>経常費用</b>	<b>562,097</b>
<b>保険金等支払金</b>	<b>511,351</b>
保険金	38,571
年金	7,846
給付	15,032
解約返戻金	338,147
その他の返戻金	23,926
<b>資産運用費用</b>	<b>10,833</b>
支払利息	12
有価証券売却損	423
有価証券償還損	124
為替差損	9,032
貸倒引当金繰入額	6
その他の運用費用	1,233
<b>事業その他経常費用</b>	<b>35,561</b>
<b>事業その他経常費用</b>	<b>4,352</b>
保険金据置支払金	4
税金	3,205
減価償却費	1,110
退職給付引当金繰入額	12
その他の経常費用	18
<b>経常利益</b>	<b>14,336</b>
<b>特別利益</b>	<b>13</b>
固定資産等処分益	0
その他の特別利益	13
<b>特別損失</b>	<b>529</b>
固定資産等処分損	25
価格変動準備金繰入額	503
<b>税法引前当期純利益</b>	<b>13,819</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>962</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>2,452</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>3,414</b>
<b>当期純利益</b>	<b>10,405</b>

## 損益計算書の注記

1. 関係会社との取引高  
関係会社との取引による費用の総額は2,644百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券0百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券423百万円であります。
4. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は3,421百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は6,299百万円であります。
5. 金融派生商品に係る評価損益の金額は、2,645百万円の評価差益であります。
6. 1株当たりの当期純利益は、32,114円88銭であります。
7. 関連当事者との取引  
関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりです。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社 の 子会社	Nationale- Nederlanden Interfinance B. V.	-	インベストメント・ サービス・アグリー メントの締結	為替予約取引 (注1)	197,629	金融派生商 品(資産)	3,173
				担保金の差入	△29,388	金融派生商 品(負債)	1,152
				利息の受取 (注2)	350	金融商品等 差入担保金	-
親会社 の 子会社	NN Re (Netherlands) N. V.	-	再保険契約 の締結	再保険取引 (注3)			
				再保険収入	64,251	再保険貸	14,154
				再保険料	72,462	再保険借	25,260

### 取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、取引金額の表示に際しては、外貨建の買建金額と売建金額を相殺して表示しております。

(注2) 担保金金利は市場実勢を勘案して決定しております。

(注3) 共同保険式再保険、最低保証再保険等について、一般的な取引条件で行っております。なお、出再対象及び出再割合については、リスク管理方針に基づき決定しております。